生駒市体育施設指定管理者候補者審査結果報告書

令和6年11月14日

生駒市体育施設並びに生駒市井出山体育施設 指定管理者候補者選定に係る 生駒市プロポーザル審査委員会

はじめに

生駒市体育施設(生駒北スポーツセンター、イモ山公園体育施設、北大和体育施設、総合公園 体育施設、滝寺公園体育施設、むかいやま公園体育施設、小平尾南体育施設)については、民間 事業者の指定管理者による管理運営を行っている。

本施設の管理運営に当たっては、利用者へのサービスの向上と効率的かつ効果的な管理運営を行うことや、市民の社会体育とレクリエーション、その他地域スポーツのより一層の推進と管理運営経費の節減等を図るとともに、生駒市スポーツ推進計画及び生駒市北部スポーツタウン構想に掲げられた取組の実施に向け、引き続き地方自治法に基づく指定管理者による管理運営を行うこととなった。

指定管理者の募集に当たっては、民間事業者等のノウハウや創意工夫あるアイデアを有効に活用するため、公募型プロポーザルを実施し、本委員会は、審査過程の透明性・公平性を確保するとともに、客観的な審査を通じて、実現可能性の高い優れた提案及び指定管理者候補者を選定するため、令和6年8月14日に設置された。

そして、同年9月2日から10月7日までの募集の結果、1団体から応募があったことから、この度、当該1団体から提出された事業計画案について、委員会として指定管理者候補者の審査、選定を行ったので、その結果を下記のとおり報告する。

記

- 1 指定管理者候補者に選定した者
 - (1) 名 称 一般財団法人生駒市スポーツ協会
 - (2) 所在地 奈良県生駒市門前町9番20号
 - (3) 代表者 代表理事 池田 誠也
- 2 応募の状況
 - (1) 応募者 1団体
 - (2) 提案内容等の概要

別紙「生駒市体育施設指定管理者募集に伴う応募者からの提案内容等の概要」のとおり

3 選定方法等

「生駒市体育施設指定管理者募集要項」に定める審査基準に基づき、応募者に審査を実施した上で、総合的な評価により選定を行った。

(1) 選定の手順

① 応募書類の確認 事務局

募集要項に示した応募に必要な提出書類がすべて揃っていることを確認し、書類不備が確認 された場合において、指示する期間内に補正等がなされないときは失格とする。

② 応募資格等の確認

ア 応募資格

応募時点において、提案要領に示した応募資格を有しない者は失格とする。

(応募資格)

体育施設の管理運営を行う能力を有する奈良県、大阪府又は京都府内に拠点となる事業所(本店所在地の場所は不問とする。グループで応募する場合はグループの構成員のいずれかが該当すること。)を置く法人その他の団体(以下「法人等」という。)で次の要件を満たすものとする(個人での応募はできないものとする。)。

- ① 申請書類提出時において、本市の入札参加停止措置を受けていないこと。
- ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- ③ 国税及び地方税を滞納していないこと。
- ④ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てが行われているものでないこと。
- ⑤ 次に該当する法人等でないこと。
 - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団の構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。)
 - ウ 暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経 過しない者の統制下にある法人その他の団体
 - エ アからウまでに掲げるもの(以下「暴力団等」という。)の利益となる活動(暴力団等と取引をし、暴力団等に対し資金を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団等の維持運営に協力し、又は関与することをいう。)を行う法人その他の団体
 - オ 役員等(法人にあっては役員及び経営に事実上参加している者、法人以外の団体にあっては代表者及び経営に事実上参加している者をいう。以下同じ。)が、 暴力団等の利益となる活動を行う法人その他の団体
 - カ 役員等が暴力団等と社会的に不適切な交友関係(相手方が暴力団等であること を知りながら、会食、遊技、旅行、スポーツ等を共にするような関係をいう。) を継続的に有している法人その他の団体
- ⑥ 生駒市政治倫理条例(平成20年6月生駒市条例第25号)第16条に規定する 法人等でないこと。
- ⑦ 令和3年度から令和5年度までの間に、地方公共団体において同種または類似業務の運営実績があること。

イ 指定管理料の超過

募集要項に示した指定管理料を超える提案がなされた場合は失格とする。

ウ その他の形式的要件

- A 複数の法人等がグループを構成する場合は、代表となる法人等を決定し応募すること。 なお、グループの構成員となった場合は、別に単独で応募することはできない。また、 他の複数グループの構成員になることもできない。
- B 本件に関し審査委員会委員への接触の事実が認められた場合は失格となることがある。
- C 応募書類に虚偽の記載があった場合、その応募は無効とする。

(2) 1次審査(書面審査) 審査委員会

1次審査(書面審査)については、提出された応募書類により書面審査を行う。審査基準については、後述の審査基準に基づき審査を行う。ただし、応募者が5団体以下の場合は、1次審査を省略するものとする。

(3) 2次審査 審査委員会

1次審査通過者を対象に対して、プレゼンテーションによる審査を行う。

① プレゼンテーションの方法

プレゼンテーションは、以下の方法を標準として実施する。

プレゼンテーション時間	1団体当たりの時間は、約35分とする。		
	・応募者による説明 20分以内		
	・質疑応答 15分		
説明内容	提出された応募書類(事業計画書、収支計画書等)に沿った説		
	明を求める。		
参加者	1団体につき5名以内とする。		

② 評価項目及び配点

募集要項に示した下記の「審査基準」によるものとする。

評価項目		配点		
管理運営方針	施設の管理運営に関する基本方針について		5	
管理運営業務について	運営体制(組織)・人員体制について	5		
	利用者サービス向上・利用促進について	5		
	安全管理・救急体制について	5	35	
	環境配慮への取組について	5		
	地域貢献等について	15		
自主事業の取組	創意工夫のある自主事業の取組について	15		
	生駒北スポーツセンターの設置目的を達成するための自主事業の	5		
	取組について		35	
	指定管理料の減額や経費の縮減を図ることができる効果的な提案	5	5	
	総合型地域スポーツクラブ及び障がい者のスポーツ活動推進の取	10		
	組について			
管理運営の	団体の財政の健全性	5	10	
安定性	類似施設等の管理運営実績について	5 10		
収支計画	経費の縮減		20	
	適切な経費の算定について	10		
市との配分割合	収入が支出を上回った場合の市と指定管理者との配分割合	5	5	
合 計			10	

③ 審査委員会による評価

審査委員会は、上記「審査基準」に掲げる評価項目ごとに、同審査基準に定める評価の視点に基づき、評価を行うものとする。

(評価の特例)

- ・評価項目「管理運営の安定性」の「団体の財政の健全性」は、専門知識を有する者が評価を行うものとする。
- ・評価項目「収支計画」の「経費の縮減」及び評価項目「市との配分割合」は、応募者の 提案内容に基づき、事務局で評価を行うものとする。

(4) 指定管理者候補者の選定

2次審査の得点が最も高い応募者を指定管理者候補者に、次順位の応募者を次点候補者として 選定する。

ただし、評価が上位である場合であっても、個別の評価項目において、著しく低い評価となった場合は、指定管理者候補者として選定しないことができる。また、審査委員会が一定の評価に達した団体がないと判断する場合は、適格者なしとすることができる。

(5) 指定管理者候補者の位置付け等

指定管理者候補者の選定については、指定管理者としての正式な指定を前提とした業務内容等の交渉の第一優先交渉権を付与するものであり、一定期間内に合意に至らなかった場合は、次点候補者に交渉権が移行するものとする。

(6) 審査委員会の会議の公開等

① 会議等の非公開

審査委員会の会議及び委員名は非公開とする。

(理由)

審査委員会における審査は、法人等の指定管理者候補者としての妥当性及び適合性を審査 するものであり、会議を公開した場合、委員への干渉や応募団体の技術、信用情報に関する 内容など法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、委員名と併せ て原則として非公開とする。

② 審査の結果及び経緯

審査結果、得点(評価項目ごとの得点及び合計得点。)、選定理由及び審査の経緯(会議での主な意見、講評等)は、報告書にまとめた上で市のホームページで公開する。

4 選定までの経緯

- (1) 募集要項等の配布 令和6年9月2日(月)から10月7日(月)
- (2) 応募の締切日 令和6年10月7日(月)
 - 応募者数 1団体
- (3) 審査委員会の開催 令和6年10月29日(火)
 - 2次審査 (プレゼンテーション)
 - 指定管理者候補者を選定

5 選定の結果

(1) 形式的要件等の確認

応募者について、募集要項に定める応募資格を具備し、申請書類の不備、指定管理料の超過等 の失格となる状況がないことを確認した。

(2) 1次審査の省略及び2次審査の結果

1次審査については、応募者が5団体以下であったことから省略し、2次審査を行った。 プロポーザル審査委員会による審査結果は、下記のとおりである。

応募者が1団体であったことから、応募者の指定管理者候補者としての適格性を判断すること とし、指定管理候補者として、一般財団法人生駒市スポーツ協会を選定することとする。

評価項目		配点	得点
			(一財) 生駒市スポーツ協会
管理運営方針 施設の管理運営に関する基本方針について		5	4.0
管理運営業務について	運営体制(組織)・人員体制について	5	4.0
	利用者サービス向上・利用促進について	5	4.0
	安全管理・救急体制について	5	4.0
	環境配慮への取組について	5	3.6
	地域貢献等について	15	13.8
自主事業の取組	創意工夫のある自主事業の取組について	15	9.6
	生駒北スポーツセンターの設置目的を達成 するための自主事業の取組について	5	4.0
	指定管理料の減額や経費の縮減を 図ることができる効果的な提案	5	3.8
	総合型地域スポーツクラブ及び 障がい者スポーツ活動推進の取組について	10	8.0
管理運営の 安定性	団体の財政の健全性	5	3.0
	類似施設等の管理運営実績について	5	4.2
収支計画	経費の縮減	10	2.0
	適切な経費の算定について	10	6.4
市との配分割合	収入が支出を上回った場合の市と 指定管理者との配分割合	5	5.0
合 計		110	79.4

(3) 選定理由

- ・現在の指定期間における実績を有し、スポーツ協会各加盟競技団体との連携により、市民ニーズに応じた安定した施設管理運営を行っていること。
- ・学校部活動の地域移行を見据えた新たな地域クラブ活動推進事業において、実施主体として

活動場所の確保やスポーツ協会各競技団体及び実業団、プロチームからの指導者確保などの提案がされていること。

- ・クラブハウスを活用した、自主事業参加者や地域住民等へ憩いの場の提供を検討されている こと。
- ・事業運営等サポーターである各種業界の専門家等と連携したアスリート招へい事業を実施する提案がされていること。
- ・アスリートと触れ合うことのできる施設としての提案が多様であり、子どものスポーツに対 する意欲の向上につながる取組の提案がされていること。
- ・総合型地域スポーツクラブの運営実績があり、今後も第2期生駒市スポーツ推進計画を具現 化するため教室種目の新設や充実の提案がされていること。
- ・総合型地域スポーツクラブによる障がい者関係団体と連携した障がい者スポーツの推進事業 の提案がされていること。
- ・その他の自主事業において、多様性があり、多世代を対象とした具体的な提案がされている こと。また、その自主事業により地域活性化が図られる提案であったこと。
- ・人員体制では市内居住者の採用や障がい者雇用の検討、施設管理運営面では地元業者への発 注など、地域貢献を意識した多くの提案がされていること。
- ・市が推進している環境マネジメントシステムを十分理解し、施設の管理運営において環境に 配慮した取組が期待できることや、市が達成を目指しているSDGsの取組を進める提案が されていること。
- ・電力調達では、いこま市民パワー株式会社を調達先候補として検討する提案がされていること。
- ・体育施設(体育館、野球場、グラウンド、テニスコート)のLED化の提案がされていること。
- ・ITツールなどの夏季の酷暑に対する事業について提案がされていること。
- ・国民スポーツ大会の円滑な競技実施の協力や、生駒市開催種目の出場競技団体への練習場所 の提供及び練習風景の見学を通した賑わいの創出について提案がされていること。
- ・収入が支出を上回った場合の市との配分割合において、全額を市に納入することを提案しているとともに、施設利用者数の拡大に向けた積極的な広報活動や利用者の利便性の向上につながる取組が提案されていること。

以上の点から、本施設の管理運営についてより積極的な姿勢が見られる点を高く評価し、一般 財団法人生駒市スポーツ協会を指定管理者候補者に選定したものである。

「資料]

生駒市体育施設指定管理者募集に伴う応募者からの提案内容等の概要